



不動産の無料相談会

※日時 4月5日(木)
10時～15時

※開催場所

佐賀市アイスクエアビル
鳥栖市役所
鹿島市民会館

※問い合わせ 社団法人

佐賀県不動産鑑定士協会
☎28-3777



唐津・壱岐間 フェリー航路変更

4月1日から、壱岐行きのフェリーが「呼子」壱岐」から「唐津」壱岐」へと航路変更されます。

新しく整備されたターミナルビルには、車椅子対応のエレベーターやユニバーサルデザインを取り入れるなど、どなたでも安全・快適にご利用いただけます。

※航路等の主な概要

(1) 航路の起点・終点

唐津港(唐津東港)→印通寺着

(2) 使用フェリー

「エメラルドからつ」「フェリーあずさ」の2隻体制

(3) 航海時間 1時間40分

(4) 配船 1日5往復(通常配船時)

配船予定表(4月1日～10月31日)	
唐津発→印通寺着	
08:40	10:20
10:20	12:00
13:20	15:00
15:30	17:10
17:30	19:10
印通寺発→唐津着	
08:20	10:00
10:50	12:30
13:20	15:00
15:30	17:10
17:30	19:10

※配船の問い合わせ

九州郵船株
☎092-281-0831

県内消費の喚起

※地方消費税

お買い物は県内でしましょう
皆さんが県内でお買い物をされるとき支払われる消費税

5%のうち1%は、「地方消費税」として佐賀県の収入となり、その1/2が市町に交付されて様々な行政サービスを行ううえでの貴重な財源となります。お買い物はぜひ県内です。

※たばこ税について

たばこは市内で買いたく

皆さんが購入されるたばこの代金の中には、いろいろな税金が含まれています。県税では「県たばこ税」と「地方消費税」が、市税では「市たばこ税」が含まれています。たばこを市内で購入されると、この税金は佐賀県や市の収入となり様々な行政サービスを行います。たばこの購入はぜひ市内です。

※問い合わせ

県税務課
☎25-7021

女性就業援助相談 巡回労働相談

これまで市役所内で行われていました女性就業援助相談と巡回労働相談の日程と場所が4月から変更になりました。相談は電話でも受け付けられます。

※変更後の相談日程

※相談時間 月～金曜日

8時30分～17時15分

※相談窓口 佐賀県庁労働課

労働相談・調査担当

☎25-7100

伝言板 DENGONBAN 伝言板 DENGONBAN 伝言板 DENGONBAN 伝言板

事業主の皆さまへ

4月1日から石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。
※平成19年度労働保険の年度更新等から

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆さまにご負担いただくものです。

① 労災保険適用事業場の全事業主が対象となります。

② 労災保険料と併せて申告・納付をお願いします。

③ 一般拠出金率は1000分の0.05です。

(算定例: 資本総額が500万円の場合
500万円×0.05/1000=250円です)

問い合わせ/佐賀労働局総務部労働保険徴収室
(☎32-7168)

佐賀労働基準監督署 (☎32-7133)

無料電話相談事業

佐賀県弁護士会所属弁護士2名が電話相談に応じます。

☆弁護士クイック相談

電話番号24-3411(佐賀県弁護士会)

※2回線しかないため話し中の場合もあります。

日時/毎週土曜日 13時～15時30分

相談時間/原則として15分

相談内容/法的問い合わせや、簡単な法律相談

問い合わせ/佐賀県弁護士会 (☎24-3411)

4月は未成年者飲酒防止強化月間です

未成年者の飲酒は、からだや心の発達が盛んな時期に悪影響を与えます。

福岡国税局・税務署

受付・問い合わせ 総務部広報統計係 ☎75-2116

「伝言板」のコーナーは、皆さんからの情報を掲載します。掲載を希望される方は、簡単にまとめた原稿をお寄せください。毎月10日締め切りで、翌月号に掲載します。ただし、営利目的や政治・宗教の宣伝などは、お断りします。